

広島県告示第百七十九号

一級河川江の川水系指定区間大戸川の一部について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所（庄原支所）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の図面（平面図）の茶色で着色した部分に該当する土地のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域